



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ケアサービス  
(コード 2425 : 東証 J A S D A Q)  
代表者の役職名 代表取締役社長 福原 敏雄  
問 合 せ 先 取締役執行役員経営企画部門長 福原 俊晴  
電 話 番 号 03-5753-1170

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 22 日開催予定の当社第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、現行定款第 2 条 (目的) につき、事業の目的事項を追加及び一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されることになりました。新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条第 2 項 (取締役の責任免除) 及び第 39 条第 2 項 (監査役の責任免除) の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 22 日

以 上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条(条文省略)</p> <p>1.～8.(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9.～42.</u>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>43.</u>(条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条(条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>)</p> <p>第39条(条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条(現行どおり)</p> <p>1.～8.(現行どおり)</p> <p><u>9. 医療機器・高度医療機器の販売及び貸与</u></p> <p><u>10.～43.</u>(現行どおり)</p> <p><u>44. 介護関連機器・用品及び葬祭関連機器・用品の輸出入</u></p> <p><u>45.</u>(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span>)</p> <p>第39条(現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>